

29 吹水企第 517 号
平成 29 年 9 月 5 日
(2017 年)

吹田市水道事業経営審議会
会長 北詰 恵一 様

吹田市長 後藤 圭二

水道事業経営の重要事項に関する調査審議について(諮問)

吹田市水道事業経営審議会規則(平成 27 年 3 月 31 日改正 規則 13 号)第 2 条に基づき、
下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 吹田市水道事業の新たな基本計画について

以上

(諮問の趣旨)

我が国においては、既に人口減少、節水型社会が前提となり、今後も料金収入の減少が見込まれる中、巨大地震の脅威、施設老朽化の進行、技能・技術の継承等は全ての水道事業者が抱える共通の課題です。

これらの課題に対応するため、本市では平成 22 年に「すいすいビジョン 2020」を策定し、6 本の柱からなる 64 の事業を進めるとともに、平成 25 年には「吹田市水道施設マスタープラン」を策定し、水道施設再構築の道筋を示したうえで、施設・管路の耐震化と更新を推進しているところです。

また、これら施設整備に必要となる財源を確保するため、平成 28 年 4 月には 19 年ぶりとなる料金値上げを実施し、経営基盤強化にも取り組んできました。

しかし、この間、水道水の安定供給を脅かす様々な事象が発生しています。平成 23 年 3 月の東日本大震災並びに平成 28 年 4 月の熊本地震では、尊い人命と財産が失われるとともに、水道施設にも甚大な被害が発生しました。さらにインフラの老朽化が大きな社会問題となった平成 24 年の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故や関東地方の水源である利根川水系で発生した水質事故など、従来から認識していたリスクが更に顕著な形で現われてきており、我々水道事業者の対応も急務となっています。

経営面では、水需要の減少等による収益の低下など水道事業を取巻く状況が悪化する中において、水道事業の広域化、コンセッション方式による運営権の民間委託、民間資金とノウハウを活用するPFI事業など様々な経営基盤強化の手法が国から示されています。その中でも、広域化に関して、全国的に統合に向けた活発な動きが出てきました。大阪府では大阪広域水道企業団と市町村水道事業との統合が始まっており、平成 29 年 4 月から四條畷市、太子町及び千早赤阪村の 3 団体が統合事業を開始しました。さらに 7 市町の水道事業者が平成 31 年 4 月からの統合に向けて協議を進めています。

厚生労働省は、平成 25 年 3 月にこれまでの水道ビジョンに代えて、来るべき時代に求められる課題に挑戦するため、安全、強靱、持続の 3 つの観点に基づく「新水道ビジョン」を公表しました。

さらに平成 26 年 8 月には総務省通知により、全国の公営企業に対して、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むための「経営戦略」の策定が求められています。

このような状況の中、本市では「すいすいビジョン 2020」の大きな方向性は引継ぎつつ、平成 31 年度から 10 年間の計画期間とする(仮称)「新すいすいビジョン」(以下「新ビジョン」)の策定に着手することとしました。

新ビジョンは、すいすいビジョン 2020 と同様に本市水道事業の基本計画と位置付け、基本理念やその実現に向けた施策、事業に加えて、施設整備についての具体的な取組などを明らかにするとともに、事業運営に必要となる資金やその確保策についての考え方を投資・財政計画の中で明示します。

以上のことから、本市水道事業の新たな基本計画の策定にあたり、健全な水道施設の維持と持続可能な事業経営を図るため、これからの 10 年間で必要な施設整備と経営基盤強化の方策について意見を求めるものです。